

# 芝スポーツ愛好会 芝樋ノ爪蹴球少年団 規約

## 第1章 名称及び本部

第1条 名称を「芝スポーツ愛好会 芝樋ノ爪蹴球少年団」〈略称 芝樋ノ爪〉と称し、本部を団長宅に置く。

## 第2章 目的

第2条 本団は、サッカーを通して少年・少女の心身の健全なる育成を目的とする。

## 第3章 性格

第3条 本団は、前条の目的に賛同した地域のボランティアによって指導および運営された団体であり営利を目的としない地域スポーツ少年団である。

## 第4章 事業

第4条 本団は、第二章の目的を達成するため主に次の事業を行なう。

サッカーの練習	サッカーの対外試合	サッカーの合宿
サッカーのミーティング	サッカー大会の主催・主管	大会への参加
その他		

第5条 本団は、第二章の目的を達成するために次の補助事業を行なう。

埼玉県や川口市の行なう行事に参加する。  
スポーツ少年団・サッカー協会などの主催する行事に参加する。  
地域の活動に参加する。  
レクリエーションを実施する。  
他の団体との交流事業に参加する。  
川口警察署ひまわり少年クラブの主催・主管行事に参加する。  
その他

## 第5章 団員

### <入団資格>

第6条 本団は、下記の条件を充たして入団した団員によって構成された団体である。

小学校に在籍する児童である。  
保護者の承諾がある。  
団の規約に従う。

第7条 本団は、就学前の幼児であっても下記の条件を充たしている者は準団員として入団を認め、小学校入学とともに正式団員となる。

保護者の承諾がある。  
本団役員の承認がある。

### <入団方法>

第8条 本団に入団するときは、入団申込書に必要事項を記入の上団長に提出する。

< 団員の義務 >

第 9 条 本団の団員には下記の義務がある。

練習、試合、行事などには原則として参加する義務がある。  
前述の活動を休む場合は団長または担当指導者に連絡する義務がある。  
所定の会費を納入する義務がある。  
長期欠席する場合はその旨を団長に報告する義務がある。  
この場合、当該期間の会費は免除される。

< 退団方法 >

第 10 条 本団を退団する場合は書面にて団長へ届け出ること。

< 除籍処分 >

第 11 条 団員もしくは保護者に下記に該当した場合には役員会で協議の上「除籍処分」とする。

著しく不適当な行為があったとき。  
団の和を著しく乱した場合。  
団の名誉を汚した場合。

< 再入団 >

第 12 条 再入団に関しては除籍処分者を省き原則として認める。

## 第 6 章 役 員

第 13 条 本団の運営をする為に下記の役員を置く。

団長	1名	副団長	若干名	総監督	1名
監督	1名	助監督	若干名	コーチ	
父母会長	1名	元会計	1名		

第 14 条 本団の運営を助けるため次の役員を役員会の承認の上置くことが出来る

顧問	相談役	専門部員	その他
----	-----	------	-----

第 15 条 本団の役員の任免および任期は下記に示すとおりとする。

団長	前任者が退団するときに後任を指名するものとする。
その他の役員	団長が任免する。
役員任期	父母会長・元会計の任期は1年とする。その他の任期は定めない。

第 16 条 役員の仕事

団 長	団を代表とし団務を統括する。 総会・役員会・指導部会の決定事項に対し拒否権を有する。 父母会・OB会・後援会・賛助会に対し拒否権を有する。
副団長	団長を補佐し、時に団長の職務を代行する。
総監督	指導部を統括する。
監督	指導現場の責任者である。
助監督	監督を補佐し、時に監督の職務を代行する。
コーチ	監督の指示に従い団員の指導にあたる。
長	父母会を統括し、団の運営に協力する。
元会計	会計の職務を行なう。

<役員会>

第17条 本団の意思決定機関として役員会をおき、団長がこれを召集する。

第18条 本団の役員会は下記のメンバーにて構成される。

団 長            副団長            総監督            監 督

<指導部会>

第19条 本団の指導内容決定機関として指導部会をおき、監督がこれを召集する。

第20条 本団の指導部会は下記のメンバーで構成される。

団 長            副団長            総監督            監 督            助監督  
コーチ

第21条 本団の指導部会には前条のメンバーの他に必要に応じ下記のメンバーの参加を認める。

専門指導員            団長が必要と認めた者

<総会>

第22条 本団の最高意思決定機関として総会をおき、団長がこれを召集する。

## 第7章 会 計

第23条 本団の会計は下記の収入を充てる。

入会金            登録費            会費            積立金  
助成金            寄付金            その他

車両費

第24条 前条の金額に関しては、時節に合わせて設定するので、年度始めの総会で決定する。

第25条 本団の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第8章 組織ならびに組織

第26条 本団の活動を助けるため下記の組織を有する。

父母会            指導部OB会            OB会            後援会  
賛助会

<父母会>

第27条 児童が入団すると自動的にその父兄は父母会の会員となり団の要請に応え協力する。

第28条 本団の父母会は、団員の属する学年ごとに構成された学年会が集まったものである。

第29条 本団の父母会の運営は父母会費によって運営される。父母会費は総会で決定される。

< 指導部OB会 >

第 3 0 条 かつて本団の指導部員として活動した者によって構成された会である。

< OB会 >

第 3 1 条 本団の卒団生により構成された会であり、卒団期毎に組織される。

< 後援会 >

第 3 2 条 本団の卒団生の父母によって構成され、団の活動に援助・協力をする。

< 賛助会 >

第 3 3 条 団の活動を理解された個人・団体によって構成され、団の活動に援助・協力をす

< 組織図 >

第 3 4 条



## 第9章 登録および所属

第 3 5 条 本団は、以下の公的機関に登録または所属している。

財団法人 日本体育協会 日本スポーツ少年団 登録 11-129-037  
 川口市スポーツ少年団  
 財団法人 日本サッカー協会 第4種 登録 0168274  
 財団法人 埼玉県サッカー協会 第4種  
 川口市少年サッカー連盟  
 川口警察署 ひまわり少年クラブ  
 川口市社会教育認定団体  
 芝公民館地区レクリエーション協会

## 第10章 責任の範囲

第 3 6 条 本団の通常活動において事故などによる損害が発生した場合、本団ならびに指導者等の責任範囲は、入団申込書により父母の同意・承諾を頂いた通り、スポーツ傷害保険による賠償にとどまり、父兄はそれ以上追及しない。

附 則 この会則は、昭和57年4月1日 より実施する。  
 昭和58年4月1日 名称および一部改定。  
 平成1年7月15日 第35条の追加。  
 平成10年4月1日 一部改定。